

# 第30回 大垣市景観遺産審議会

## 次 第

- ・日 時 令和元年8月5日（月）  
13時30分から
- ・場 所 職員会館 4階会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 会長及び会長代理の選任
- (2) 議事録署名者の指名
- (3) 大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について

- ①景観遺産・景観自慢の指定基準について **【資料3】**
- ②過去応募物件の再審議について **【資料4】**
- ③景観遺産・景観自慢の候補物件について **【資料5】**

#### (4) その他

- ①景観遺産第14号について **【資料6】**
- ②景観遺産・景観自慢の指定解除について **【資料7】**
- ③今後のスケジュールについて **【資料8】**

### 3. 閉会

#### 配布資料一覧

- ・大垣市景観遺産審議会委員名簿 **【資料1】**
- ・諮問書（写） **【資料2】**
- ・大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について **【資料3】**
- ・過去応募物件の再審議について **【資料4】**
- ・大垣市景観遺産・景観自慢候補物件一覧 **【資料5】**
- ・大垣市景観遺産第14号について **【資料6】**
- ・大垣市景観遺産第43号の指定解除について **【資料7】**
- ・今後のスケジュールについて **【資料8】**

## 大垣市景観遺産審議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	区分	名前	役職名
1	委員	みぞぐち まさと 溝口 正人	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科教授
2	委員	たかぎ あきよし 高木 朗義	岐阜大学工学部教授
3	委員	すずき たかお 鈴木 隆雄	大垣市文化事業団
4	委員	すぎはら しげあき 杉原 重明	元墨俣児童館館長 元墨俣歴史資料館（墨俣一夜城）館長
5	委員	たにぐち たかやす 谷口 隆康	元郷土館館長

## 【設置根拠】

- ・大垣市景観条例（平成21年条例第4号）
- ・大垣市景観条例施行規則（平成21年規則第12号）

## 【任 期】

- ・令和元年6月17日から令和3年6月16日まで

都 第 121号  
令和元年8月1日

大垣市景観遺産審議会会長 様

大垣市長 小 川



大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢の指定について（諮問）

大垣市景観遺産及び大垣市景観自慢を指定するにあたり、次のとおり候補物件を選定したので、大垣市景観条例施行規則（平成21年規則第12号）第38条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 大垣市景観遺産・景観自慢の指定基準について

H28. 8. 31 審議会決定

### 1. 景観遺産・景観自慢の考え方

#### (1) 景観遺産

大垣市の近代化を支えた産業・文化等の近代遺産や、地域の歴史・文化の蓄積を感じさせる建造物などで、一定水準以上（原則基準点数以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観遺産として指定する。

#### (2) 景観自慢

景観遺産の指定には至らないものの、地域住民に身近なものとして親しまれており、指定や顕彰によって景観まちづくりの機運が高まることや、保存や活用により景観遺産への移行が期待される建造物などで、一定水準以上（景観遺産の指定基準点数未満ではあるが、一定基準以上で審議会委員の審議によるもの）の物件を景観自慢として指定する。

### 2. 指定基準の考え方

#### (1) 意匠性・・・意匠的に優秀なもので、誰もが容易に見ることができるもの

- ・美しい、デザインが優れている、等と感じる景観を有しているもの
- ・公共空間から容易に見ることができ、立ち入ることができるもの

⇒見た目の良さを、主観的に評価

#### (2) 郷土性・・・地域のシンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの

- ・地域の祭事や行事等に関するもの
- ・地域の伝承やいわれ等に関するもの
- ・地域の人々が共通の感情を共有できるもの

⇒地域性を考慮

#### (3) 表象性・・・地域の自然、歴史、生活、産業の特徴が顕著に現れたもの

- ・大垣の、自然・歴史・生活・産業の特徴＝大垣らしさ、を何らかの形で認めることができるもの

⇒大垣らしさを考慮

#### (4) 規範性・・・地域の良好な景観形成の規範となるもの

- ・地域の景観形成において有効なもの
- ・造形の規範が認められるもの
- ・他の基準が再現されているもの
- ・公的機関や著名な審査等により表彰されたことがあるもの
- ・新しい良好な景観を創りだしているもの

⇒これが他にたくさんあったら良いと思えること

(5) 親和性・・・広く人々に心地よさや潤い、なごみを感じさせるもの

- ・ 多数の人が訪れるところであること
- ・ 子供や高齢者から評価の高いもの
- ・ ふるさと大垣の原風景として考えられるもの
- ・ 各種アンケートや統計等で評価の高いもの
- ・ 水やみどり等自然にあふれたもの
- ・ 生活や習慣等と一体となったもの

⇒落ち着く、癒されると感じられること

### 3. 選考基準

現地調査の委員評価により、①「指定候補物件」、②「除外候補物件」、③「保留物件」、④「それ以外の検討物件」に分類して、その分類ごとに選考する。

- (1) ◎と群Aを景観遺産として適当とみなし、◎、群Aが3つ以上あれば景観遺産として指定の方向で検討する。
- (2) 除外が3つ以上の物件については、除外の方向で検討する。
- (3) 保留が3つ以上の物件については、保留の理由を確認し検討する。
- (4) 上記(1)～(3)以外の物件について検討する。

該 当(◎) 景観遺産としてふさわしいと考えられる物件

遺産群A(群A) 景観遺産としてふさわしいと考えられるが、さらに群として取り扱うことにより、その価値が増す物件

遺産群B(群B) 単体では景観遺産として物足りないが、群として取り扱うことにより、景観遺産としてふさわしいと考えられる物件

除 外(×) 景観遺産としては除外することが適当と考えられる物件

保 留(△) 現地確認後、他物件との比較等により判断したい物件

### 4. 詳細基準

#### (1) 景観遺産

- ① ◎と群Aの合計が4つ以上 ⇒ 景観遺産に指定
- ② ◎と群Aの合計が3つ ⇒ 景観遺産に指定の方向で審議
- ③ ◎と群Aの合計が2つ ⇒ 単体、群の両面から審議
- ④ 群Bが3つ以上 ⇒ 群としての取り扱いを審議
- ⑤ 保留が3つ以上 ⇒ 保留の理由を確認のうえ審議
- ⑥ 除外が4つ以上 ⇒ 除外
- ⑦ 除外が3つ以上 ⇒ 除外の方向で審議
- ⑧ 上記①～⑦以外 ⇒ 内容を確認のうえ除外

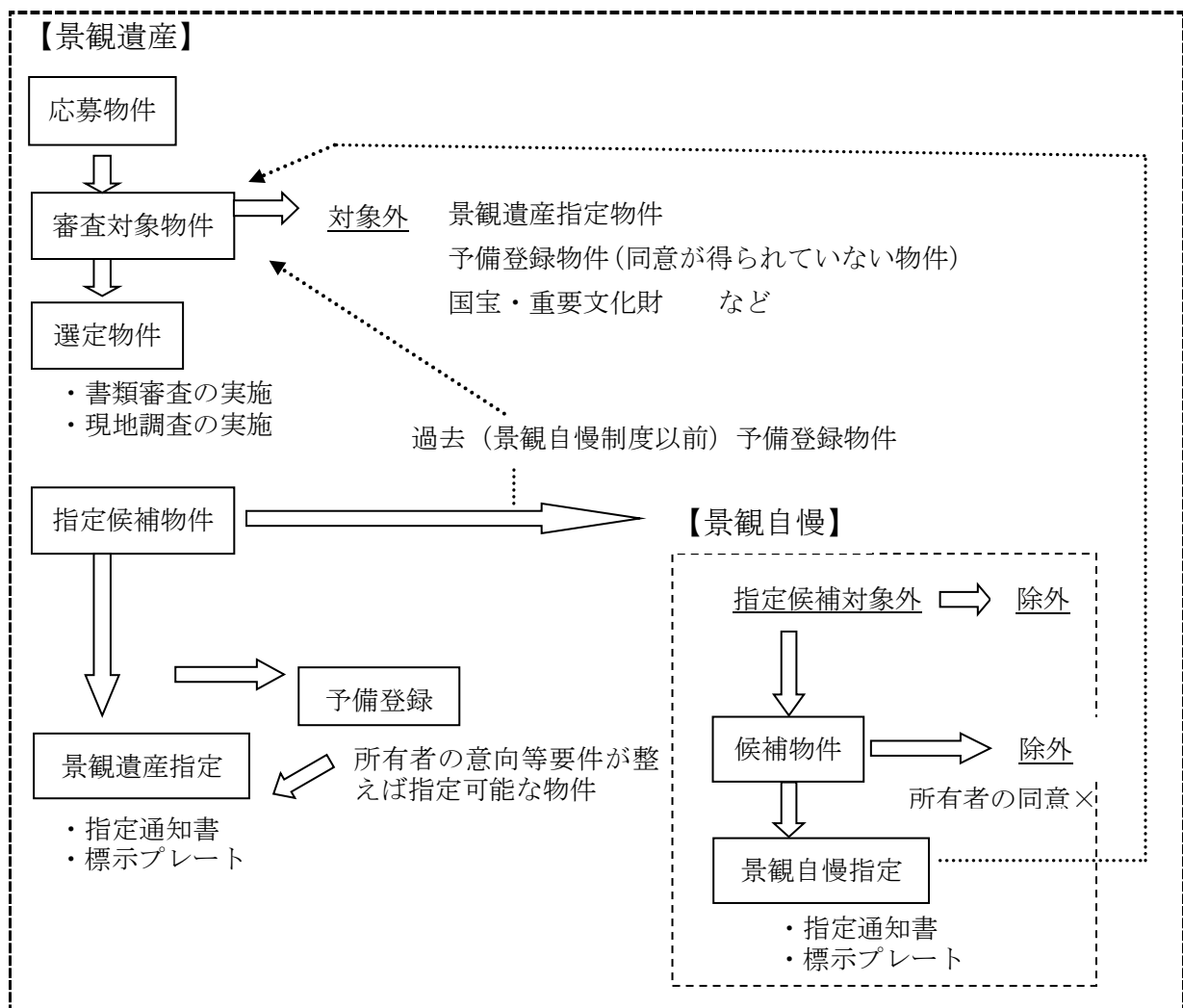
## (2) 景観自慢

(1) の景観遺産に指定されなかった物件のうち

- ① ◎と群Aの合計が3つ以上 ⇒ 景観自慢に指定
- ② ◎と群Aの合計が2つ ⇒ 景観自慢に指定の方向で審議
- ③ 群Bが3つ以上 ⇒ 群としての取り扱いを審議
- ④ 保留が3つ以上 ⇒ 保留の理由を確認のうえ審議
- ⑤ 上記①～④以外 ⇒ 内容を確認のうえ審議

※景観自慢の選考においては、「郷土性（シンボリックな存在で地域住民に親しまれているもの）」を重視し、地域性（ローカルで限定的なものを含む。）や将来性（景観遺産への移行が期待されるもの）を考慮する。

## 5. 指定の流れ



## 過去応募物件の再審議について

### 1. 過去物件再審議の経緯

平成 21 年 3 月制定の景観条例により、後世に伝承すべき景観を有する建造物等を『景観遺産』として指定、また、平成 26 年度より景観遺産の指定には至らないものの、保存や活用により景観遺産への移行が期待される建造物などを、『景観自慢』として指定してきた（現在景観遺産 78 件、景観自慢 8 件）。

このような中で、景観自慢制度創設前に当たる審議物件について、景観自慢指定に至る物件が存在する可能性があるため、29 年度から再審議を行うこととなった。

### 2. 再審議対象について

景観自慢制度創設以前の平成 22～25 年度までの応募物件のうち、指定に至った物件や近年に再審議済みの物件などを除いた 138 件を再審議の抽出した。

この中で、過去審査時における評価を基に、優先順位を設定して再審議対象を選定した。29 年度及び 30 年度については、書類審査で高評価であった物件や現地審査に至った物件などを中心に 29 年度は 15 件を、30 年度は 18 件を再審議した。

過去物件の再審議を行う最終年度とした令和元年度については、過去審査時における評価において、現地審査には至らなかったものの、一定の評価があった物件 4 件を再審議対象とし、これをもって過去物件の洗い出し作業を完了する。

### 3. 平成 29 年度及び平成 30 年度の指定実績

年度	諮問件数		景観遺産指定件数	景観自慢指定件数
	応募分	再審議分		
29 年度	5 件	15 件	2 件（うち再審議分 2 件）	0 件
30 年度	2 件	18 件	5 件（うち再審議分 4 件）	2 件（うち再審議分 1 件）

### 4. 令和元年度再審議対象について

再審議対象物件の中で、当時の審査における評価を参考に、4 物件（内訳下表）を選定した。

歴史文化遺産	近代遺産	現代資産	風景資産	合計
2 件	0 件	1 件	1 件	4 件

※一覧は別紙参照

## 大垣市景観遺産第 14 号について

大垣市景観遺産 報告物件 1 件

No.	名称	所在地	種類	指定日	解除日
14	塩田の常夜燈	静里町 1731-2	歴史文化遺産	H22. 10. 1	
講 評					
杭瀬川旧塩田橋の河畔にあるこの常夜燈は明治 13 年（1880 年）の建立です。この付近にはかつて塩田湊があり、生活物資や石灰などの運搬が頻繁に行われ賑わっていました。この塩田湊に出入りする船の安全を見守ってきたのがこの常夜燈です。またこの常夜燈は伊勢神宮の遥拝所となっています。					
経 過 状 況					
H30. 9. 4 台風 21 号により灯籠部分が落下し、大きく破損。 H30. 9 月 有識者の現地指導。復元可能と判断し、部材を保存。 R 元年度 実測調査実施予定。					

## &lt;破損前&gt;



## &lt;破損後&gt;





## 大垣市景観遺産第 43 号の指定解除について

大垣市景観遺産 指定解除物件 1 件

No.	名称	所在地	種類	指定日	解除日
43	さくら湯跡	墨俣町墨俣 52	近代遺産	H22. 10. 1	H31. 3. 26
講 評					
<p>建物前面はカラフルな色使いのタイル貼りで、玄関には文字が入ったタイル画があります。軒下のクラシックな飾りと、2階部分に取り付けられた垂直性を強調する付け柱が、戦前の昭和のモダンなデザインを伝えています。残念ながら、現在銭湯業は廃業されており、銭湯を強く印象づける煙突も危険防止の為、撤去されています。</p>					
解 除 理 由					
当該物件が、滅失されたため。					

&lt;滅失前&gt;



&lt;滅失後 (H31. 03. 8 現在) &gt;



## 今後のスケジュールについて

日程	内容等
8月5日(月)	【第30回 景観遺産審議会】
8月～10月上旬	【現地調査の実施】 現地調査実施当日に意見交換、結果の取りまとめを実施
10月中旬～下旬	【第31回 景観遺産審議会】 現地調査の結果を報告 景観遺産、及び景観自慢指定候補物件の審議 市長への答申案の決定
10月下旬まで	(市長への答申、指定候補物件の同意取得)
11月下旬頃	【第32回 景観遺産審議会】 同意取得状況の報告、講評内容の確認等
令和2年1月頃	(景観遺産、景観自慢の指定及び公表) 告示、記者発表等